㈢　この法律において「拠点施設」とは、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として整備される施設をいうこととした。（第二条第四項関係）

㈣　この法律において「低潮線保全区域」とは、低潮線の保全が必要な海域として政令で定めるものをいうこととした。（第二条第五項関係）

㈤　低潮線保全区域は、低潮線の保全を通じて排他的経済水域等の保持を図るために必要な最小限度の区域に限って定めるものとし、やむを得ない事情により、海底の地形、地質その他の低潮線及びその周辺の自然的条件について、調査によってその確認を行うことができない海域については定めないこととした。（第二条第七項関係）

3　基本計画

㈠　政府は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全並びに拠点施設の整備、利用及び保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈡　国は、基本計画に基づき、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線及びその周辺の状況の調査、拠点施設の整備その他必要な措置を講ずることとした。（第四条関係）

4　低潮線保全区域

㈠　低潮線保全区域内において、海底の掘削、土砂の採取その他の行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととした。（第五条第一項関係）

㈡　国土交通大臣は、4の㈠に違反して海底の掘削等を行った者等に対し、その行為の中止等を命ずることができることとした。（第七条第一項関係）

5　特定離島港湾施設

㈠　国の事務又は事業の用に供する泊地、岸壁その他の港湾の施設であって、基本計画において拠点施設としてその整備等の内容に関する事項が定められたもの（以下「特定離島港湾施設」という。）の建設、改良及び管理は、国土交通大臣が行うこととした。（第八条関係）

㈡　特定離島港湾施設の存する港湾において、当該港湾の利用又は保全上特に必要があると認めて国土交通大臣が水域を定めて公告した場合において、その水域において、水域の占用等の行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととした。（第九条第一項関係）

㈢　国土交通大臣は、5の㈡に違反して水域の占用等を行った者等に対し、工事その他の行為の中止等を命ずることができることとした。（第一一条第一項関係）

6　罰則

低潮線保全区域内又は5の㈡の規定により公告されている水域内において4の㈠又は5の㈡に係る許可を受けないでこれらの許可を要する行為を行った者等に対する罰則を設けることとした。（第一七条及び第一八条関係）

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、4に係る規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（法律第四二号）（文部科学省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、ＰＴＡ及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もって青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

この法律における「ＰＴＡ」、「青少年教育団体」、「共済事業」及び「共済団体」を定義することとした。（第二条関係）

2　共済事業

㈠　認可

ＰＴＡであって一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの若しくは青少年教育団体であって一般社団法人、一般財団法人若しくは特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）であるもの又は児童生徒等若しくは青少年の健康の保持増進に関する事業を行うことを目的とする一般社団法人等であってＰＴＡ若しくは青少年教育団体（以下「ＰＴＡ等」という。）と人的関係若しくは財産の拠出に係る関係において密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるもの（以下「特定関係団体」という。）は、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができることとした。（第三条関係）

㈡　共済事業の種類

(1)　㈠によりＰＴＡ又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、これらの団体が主催する活動における児童生徒等、保護者、教職員等の災害に係る共済事業及び学校の管理下における当該学校に在籍する児童生徒等の災害に係る共済事業とした。（第四条第一項関係）

(2)　㈠により青少年教育団体又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、これらの団体が主催する活動における青少年、保護者等の災害に係る共済事業とした。（第四条第二項関係）

(3)　㈡の共済事業を行うＰＴＡ又はこれに係る特定関係団体は、(1)の共済事業のほか、学校の管理下以外における児童生徒等の災害に係る共済事業並びに学校が主催する活動における保護者及び教職員の災害に係る共済事業を行うことができることとした。（第四条第三項関係）

(4)　学校の管理下における児童生徒等の災害に係る共済事業を行うＰＴＡ又はこれに係る特定関係団体は、(1)及び(3)の共済事業のほか、当該学校と同一の地域にある保育所等の管理下における児童の災害に係る共済事業等を行うことができることとした。（第四条第四項関係）

㈢　共済事業の内容

(1)　共済契約は、共済掛金及び共済金の額が文部科学省令で定める額を超えないものであり、かつ、共済期間が一年を超えないものでなければならないこととした。（第五条第一項関係）

(2)　一事業年度において支払を受ける共済掛金の総額は、文部科学省令で定める基準を超えてはならないこととした。（第五条第二項関係）

㈣　共済規程

(1)　ＰＴＡ等又は特定関係団体は、㈠の認可を受けようとするときは、共済規程を定め、行政庁に提出しなければならないこととした。（第六条第一項関係）

(2)　共済規程の変更は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第六条第二項関係）

㈤　認可審査基準

行政庁は、㈠の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。（第七条関係）

(1)　申請者が、共済事業を健全かつ適切に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であること。

(2)　申請者が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(3)　申請者が、役員として、監事一人以上を置く者であること。

(4)　共済規程に記載された事項が、㈢に適合しているほか、共済契約の内容が共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること等の基準に適合するものであること。

(5)　準備金の額が一、〇〇〇万円以上であること。

㈥　共済契約の締結等に関する禁止行為等について所要の規定を設けることとした。（第八条及び第九条関係）

㈦　経理等

区分経理、共済会計の他の会計への資金運用等の禁止、資産の運用方法の制限、準備金の積立て、業務報告書の提出について所要の規定を設けることとした。（第一〇条～第一四条関係）